

名古屋市立大学学則

目次

第1章 総則

第1節 目的及び構成（第1条—第10条）

第2節 修業年限及び学生定員（第11条・第12条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日（第13条—第15条）

第2節 入学（第16条—第24条）

第3節 休学、転学科、転学、退学及び除籍（第25条—第31条）

第4節 教育課程、履修方法及び試験（第32条—第41条）

第5節 卒業及び学位（第42条—第44条）

第6節 授業料（第45条—第47条）

第7節 選科生（第48条—第57条）

第8節 特別聴講学生（第58条・第59条）

第9節 科目等履修生等（第60条—第62条の2）

第10節 外国人特別学生（第63条・第64条）

第11節 賞罰（第65条—第67条）

附則

（一部改正 平成20年学則第1号、平成30年学則第3号）

第1章 総則

第1節 目的及び構成

（目的）

第1条 名古屋市立大学（以下「大学」という。）は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって社会文化の向上と人類福祉の増進に寄与することを目的とする。

（学部及び学科）

第2条 大学に次表左欄に掲げる学部を、学部になし、次表右欄に掲げる学

科を置く。

学 部	学 科
医学部	医学科
	保健医療学科
薬学部	薬学科
	生命薬科学科
経済学部	経済経営学科
人文社会学部	心理教育学科
	現代社会学科
	国際文化学科
芸術工学部	芸術工学科
総合生命理学部	総合生命理学科
データサイエンス学部	データサイエンス学科

(一部改正 平成18年学則第3号、平成21年学則第4号、平成23年学則第6号、平成24年学則第2号、平成29年学則第3号、令和4年学則第4号、令和6年学則第4号、令和6年学則第5号、令和7年学則第2号)
(大学院)

第3条 大学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第4条 削除

(一部改正 平成29年学則第3号)

(附属施設)

第5条 大学に大学附属の総合情報センター及び高等教育院、医学部に同学部附属の病院、東部医療センター、西部医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院及びリハビリテーション病院（以下「病院等」という。）を設置する。

(一部改正 平成21年学則第3号、平成26年学則第1号、平成30年学則第1号、平成31年学則第1号、令和2年学則第3号、令和7年学則第1号)

(事務の組織)

第6条 大学にその事務を処理する組織を置く。

(一部改正 平成20年学則第4号、令和4年学則第3号)

(教員)

第7条 大学に教員として教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

(一部改正 平成18年学則第3号)

(職及び事務分掌)

第8条 大学に副学長を置く。

2 学部に学部長を置き、それぞれ関係のある大学院研究科長をもって充てる。

3 総合情報センターにセンター長を、高等教育院に高等教育院長を、病院等のそれぞれに病院長を置く。

4 事務の組織の長として事務局長を置く。

5 学部、事務の組織、総合情報センター、高等教育院及び病院等の組織並びに前3項の職以外の職に関しては、規程で定める。

6 前各項の職にある者の分掌する事務は、規程で定める。

(一部改正 平成21年学

則第3号、平成26年学則第1号、平成29年学則第3号、平成30年学則第1号、平成31年学則第1号、令和2年学則第1号、令和2年学則第3号、令和4年学則第3号、令和4年学則第4号、令和5年学則第5号、令和7年学則第1号)

(教授会)

第9条 学部に教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関しては、規程で定める。

(一部改正 平成29年学則第3号)

(自己評価等)

第10条 大学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価（以下「自己評価等」という。）を行う。

2 自己評価等の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

第2節 修業年限及び学生定員

(修業年限)

第11条 学生の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科の学生の修業年限は6年とし、第19条に規定する第3年次編入学生の修

業年限は２年とする。

(一部改正令和６年学則第４号)

(学生定員)

第12条 学生定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	収容定員
医学部	医学科	90人	540 人
	保健医療学科	200 人	800 人
薬学部	薬学科	65人	390 人
	生命薬科学科	50人	200 人
経済学部	経済経営学科	265 人	1060人
人文社会 学部	心理教育学科	84人	336 人
	現代社会学科	70人	280 人
	国際文化学科	71人	284 人
芸術工学部	芸術工学科	105 人	420 人
総合生命理 学部	総合生命理学科	43人	172 人
データサイ エンス学部	データサイエンス学科	80人	320 人

(一部改正 平成18年学則第３号、平成20年学則第４号、平成21年学則第４号、平成23年学則第６号、平成24年学則第２号、平成29年学則第３号、平成30年学則第２号、令和元年学則第１号、令和２年学則第１号、令和３年学則第２号、令和４年学則第１号、令和４年学則第２号、令和４年学則第４号、令和５年学則第５号、令和６年学則第１号、令和６年学則第３号、令和６年学則第４号、令和６年学則第５号、令和７年学則第２号)

第２章 学部通則

第１節 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

(学期)

第14条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開学記念日 10月28日

(4) 春季休業 3月21日から4月5日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、特に必要があると認めるときは休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(一部改正 平成20年学則第4号)

第2節 入学

(入学期)

第16条 入学期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4) の2 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指

定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（一部改正 平成19年学則第2号、平成20年学則第4号）

（選考及び入学許可）

第18条 入学志願者に対しては、選考のうえ入学を許可する。

2 選考の期日及び方法については、その都度学長が定める。

（第3年次編入学）

第19条 総合生命理学部に第3年次編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 他の大学において2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 他の大学及び本学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者

2 第3年次編入学志願者に対しては、選考のうえ学長が入学を許可する。

3 前項の入学志願者に対する選考の期日及び方法並びに既に修得した単位の取扱いその他必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

（一

部改正 平成25年学則第1号、令和2年学則第1号、令和5年学則第5号）

（転入学等）

第20条 次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り、選考のうえ学長が入学を許可することができる。

(1) 他の大学の学生で当該学長の承認を得て、本学の同一学部に転入学を志願する者

(2) 本学の退学者で、同一の学部に再入学を志願する者

(3) 本学を卒業した者で、他学部に学士入学を志願する者

2 前項の入学志願者に対する選考の期日及び方法並びに既に修得した単位の

取扱い、入学期及び編入年次その他必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

(入学出願手続)

第21条 入学を志願する者は、所定の期間内に本学指定の入学願書その他の書類（以下「出願書類」という。）を提出し、入学検定料17,000円を納付しなければならない。ただし、前2条に規定する第3年次編入学、転入学、再入学及び学士入学を志願する者に係る入学検定料の額は、30,000円とする。

2 第18条第1項に規定する選考において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の入学検定料の額については、前項本文の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

3 第19条第2項に規定する選考において、第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り第2段階目の選抜を行う場合の入学検定料の額については、第1項ただし書きの規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は7,000円、第2段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

(一部改正 平成23年学則第1号、平成26年学則第4号)

(入学手続)

第22条 入学を許可された者は、指定の期日までに、学長が定める書類に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の入学料を添えて提出しなければならない。

(1) 名古屋市住民等（入学の日において同日前から引き続き1年以上の期間名古屋市内に住所を有していた者及びその配偶者若しくは1親等の親族又はこれらに準ずる者と学長が認める者が入学の日において同日前から引き続き1年以上の期間名古屋市内に住所を有していた場合におけるその者をいう。以下同じ。） 232,000円

(2) 名古屋市住民等以外の者 332,000円

2 指定の期日までに正当の理由がなく前項の手続をしない者は、入学の許可を取り消す。

(一部改正 平成20年学則第4号)

(入学検定料及び入学料の減免)

第23条 災害により入学検定料及び入学料の納付が著しく困難である者のうち、理事長が特に必要があると認めるものには、入学検定料及び入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定する授業料等減免対象者と認定されたもの（以下「修学支援法対象者」という。）のうち、入学料の減免の対象となるものについて、入学料の全部又は一部を免除する。ただし、入学を辞退した者については、この限りではない。

3 前2項に定めるもののほか、入学検定料及び入学料の減免に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一部改正 令和2年学則第1号)

(入学検定料及び入学料の不還付)

第24条 既納の入学検定料は、還付しない。ただし、第21条第2項及び第3項に規定する2段階の選抜を行った場合には、第1段階目の選抜における不合格者に対して、第2段階目の選抜に係る入学検定料を還付する。

2 既納の入学料は、還付しない。ただし、前条第2項の規定により入学料の全部又は一部を減免する場合にあっては、この限りではない。

(一部改正 平成26年学則第4号、令和2年学則第1号)

第3節 休学、転学科、転学、退学及び除籍

(休学)

第25条 疾病その他の理由により3月以上修学を休止しようとする者は、学長の許可を得て1年以内の期間休学することができる。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

2 前項の休学については、特別の事情がある場合に限り、引き続き1年以内の期間の延長を許可することができる。

3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科の休学期間は、通算して5年を超えることができない。

(一部改正 令和6年学則第4号)

(復学)

第26条 休学期間内に疾病その他の理由がやんだときは、復学を願い出ることができる。

(転学科)

第27条 薬学部及び人文社会学部の学生（転入学、再入学及び学士入学した者を除く。）で、転学科を希望するものがあるときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 転学科の申請の手続その他転学科の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

(一部改正 令和5年学則第5号、令和7年学則第2号)

(転学)

第28条 学生は、学長の許可を受けなければ、他の学校へ入学を願い出ることができない。

(退学)

第29条 退学しようとする者は、理由を明記して学長に願い出なければならない。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

(除籍)

第30条 在学年数が8年に至っても、なお、所定の試験に合格することができない者は、除籍する。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科にあつては12年、第19条に規定する第3年次編入学生にあつては6年に至っても、なお、所定の試験に合格することができない者は、除籍する。

2 前項に定めるほか、学部において定める所定の在学年数に至っても、なお、進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者（医学部医学科専門教育科目にあつては、所定の授業科目を修了することができない者）は、除籍する。

3 前2項の場合において、第25条の規定による休学の期間は、在学年数に算入しない。

(一部改正 令和6年学則第4号)

第31条 前条の期間内であっても、疾病その他の理由により成業の見込みがないと認めたとき又は授業料納付の義務を怠り、督促を受けても、なお、納付

しないときは、その者を除籍する。

第4節 教育課程、履修方法及び試験

(教育課程)

第32条 教育課程は、教養教育科目と専門教育科目をもって編成する。

(授業の方法)

第32条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、授業の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(この条追加 令和5年学則第1号)

(試験)

第33条 試験は、履修した授業科目について各学期若しくは各学年ごとに、又はその授業科目の授業が終った後、適当な時期に行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、平常の考査又は論文若しくは報告書をもって試験に代えることができる。

(成績)

第34条 試験の成績は、各授業科目について合格及び不合格とする。

(再試験)

第35条 試験に不合格の者には、再試験を受けさせることがある。

(追試験)

第36条 疾病その他やむを得ない理由により、試験当日出席できない者は、その理由を明記して届け出なければならない。

2 前項の届出により、やむを得ない理由があると認められた者には、追試験を受けさせることができる。

(単位の修得等)

第37条 試験に合格した者は、その授業科目の単位を修得（医学部医学科専門教育科目にあってはその授業科目を修了）したものとする。

- 2 第32条の2第2項及び第3項の規定による方法で履修し修得する単位数は、卒業の要件としては60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として各学部が定める単位数が大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）で卒業の要件として定める単位数を超える場合は、その超える単位数を60単位に加算することができる。

（一部改正 令和5年学則第1号、令和6年学則第4号）

（他の学部における授業科目の履修等）

第38条 学生は、所属する学部以外の学部の授業科目を履修することができる。

この場合において、学生は、関係する学部長の承認を得なければならない。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第39条 学長は、学生が他の大学又は短期大学（外国の他の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。）の授業科目を履修し単位を修得することが教育上有益と認めるときは、当該他の大学等との協議又は協定に基づき、これを許可することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

- 3 第1項の許可及び前項の単位の認定については、教授会の議を経て行う。

- 4 第1項の規定による他の大学等における修学の期間は、第30条に規定する在学年数に算入する。

（入学前の既修得単位の認定）

第40条 新たに本学の第1年次に入学した者の大学等における既修得単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）について教育上有益と認める場合は、教授会の議を経て本学において修得したものとみなすことができる。ただし、第20条第1項の規定により入学した者については、この限りではない。

- 2 前項の単位の認定は、教養教育科目の単位として、30単位を超えない範囲とする。

- 3 第1項本文の規定により、単位の認定を受けた場合であっても、第11条に

規定する修業年限の短縮は行わない。

(一部改正 平成30年学則第3号)

(学外における学修の単位認定)

第40条の2 大学設置基準第29条第1項の規定による大学が単位を与えることのできる学修（平成3年文部省告示第68号）第8号又は第9号に定める学修について教育上有益と認める場合は、教養教育科目の単位として認定することができる。ただし、第39条第2項又は前条第1項の規定により認定することができる単位と合わせて60単位を超えて認定することはできない。

2 前項の単位認定については、教授会の議を経て行う。

(一部改正 平成20年学則第1号)

(教育研究上の目的)

第40条の3 学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(この条追加 令和2年学則第1号)

(その他の規程)

第41条 本節に定めるもののほか、試験及び成績については、別に定める。また、学部又は学科の授業科目、単位数（医学部医学科専門教育科目にあつては授業時間数）、単位の計算方法、履修方法及び履修登録単位の上限については、履修規程で定める。

2 前項の履修規程は、教授会の議を経て、学長が定める。

(一部改正 平成20年学則第1号、平成21年学則第1号、平成27年学則第1号、令和2年学則第1号、令和5年学則第1号、令和6年学則第4号)

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第42条 本学所定の修業期間在学し、学部所定の試験に合格した者は、卒業とし、これに卒業証書を授与する。

(学位)

第43条 前条の卒業者には、学士の学位を授与する。

(学位規程)

第44条 前条に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が定める。

第6節 授業料

(授業料)

第45条 授業料の額は、1 学年 535,800 円とする。

- 2 授業料は、前期及び後期の2期に分けて、それぞれ前項に定める額の2分の1に相当する額を、各期の最初の月から理事長が定める日までに納付しなければならない。
- 3 前期において授業料の納付を怠ったまま、後期において1期分の授業料に相当する額の納付を行った場合、納付された授業料は、前期分の授業料に充当する。
- 4 学生が、前期の末日までに転学、退学又は卒業する場合の授業料の額は、第1項に定める額の2分の1に相当する額とする。

(一部改正 平成23年学則第1号、平成23年学則第3号)

(減免)

第46条 修学支援法対象者の授業料の全部又は一部を免除する。

- 2 経済的理由又は災害により授業料の納付が著しく困難であり、かつ、学業優秀と認められる者のうち、理事長が特に必要があると認める者には、授業料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 1学期を通じて休学を許可された者には、前条第1項に定める額の2分の1に相当する額を免除する。ただし、休学中の者が学期の途中で復学したときは、当該学期に納付すべき授業料の額を納付しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一部改正 平成20年学則第4号、平成23年学則第1号、令和2年学則第1号)

(不還付)

第47条 既納の授業料は、還付しない。ただし、前条第1項の規定により授業料の全部又は一部を減免する場合にあっては、この限りではない。

(一部改正 令和2年学則第1号)

第7節 選科生

(入学)

第48条 相当の学歴の者で学部所定の授業科目中1科目又は数科目の選修を願

い出たときは、学長は、教授会の選考を経て、選科生として入学を許可することができる。

(入学出願手続)

第49条 前条の入学志願者は、選修科目を定めて、本学指定の入学願書その他の書類を提出しなければならない。

(入学期日)

第50条 選科生の入学期日は、毎学期の始めとする。

(在学期間)

第51条 選科生の在学期間は、1年以内とする。ただし、延期を願い出ることができる。

(入学検定料及び入学科)

第52条 選科生の入学検定料の額は、9,800円とする。

2 選科生の入学科の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 名古屋市住民等 23,200円

(2) 名古屋市住民等以外の者 33,200円

(一部改正 平成20年学則第4号、平成23年学則第1号)

(授業料)

第53条 選科生の授業料の額は、1単位に相当する授業について14,800円とする。

2 前項の授業料は、指定の期間内に納付しなければならない。

(一部改正 平成23年学則第1号)

(教授の指導)

第54条 選科生は、学部長の指定する教授の指導を受けるものとする。

(費用の負担)

第55条 選科生には、選修に要する費用の一部を負担させることがある。

(証明書)

第56条 選科生が、その選修科目の試験に合格したときは、証明書を交付することができる。

(規定の準用)

第57条 選科生については、本節に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

第8節 特別聴講学生

(入学)

第58条 他の大学等との協議又は協定に基づき、当該他の大学等の学生で、本学の授業科目を履修しようとするものがあるときは、学長は、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(規定の準用)

第59条 特別聴講学生の入学出願手続、入学期日、在学期間、入学検定料、入学料、授業料、教授の指導及び費用の負担については、選科生に関する規定を準用する。ただし、入学検定料、入学料及び授業料は、理事長が必要と認めるときは、当該他の大学等との協議又は協定に基づき減免することができる。

2 特別聴講学生については、本節に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

第9節 科目等履修生等

(一部改正 平成30年学則第3号)

(入学)

第60条 本学の学部生以外で相当の学歴を有する者が、1科目又は複数科目の単位制による授業科目を履修し単位を修得しようとするときは、学長は、教授会の選考を経て、本学学生の教育に支障が生じない範囲で、科目等履修生として入学を許可することができる。

(一部改正 平成22年学則第1号)

(単位の修得等)

第61条 科目等履修生として、所定の授業科目を履修し試験に合格した者に対しては、当該授業科目の単位を修得したものとして、修得単位の証明書を交付することができる。

(規定の準用)

第62条 科目等履修生の入学出願手続、入学期日、在学期間、入学検定料、入学料、授業料、教授の指導及び費用の負担については、選科生に関する規定

を準用する。

- 2 本学大学院の学生である者については、前項に定める入学検定料、入学料、授業料を免除することができる。
- 3 科目等履修生については、本節に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(一部改正 平成22年学則第1号)

(高校生科目等履修生)

第62条の2 高等学校の生徒が、1科目又は複数科目の単位制による授業科目を履修し単位を修得しようとするときは、学長は、当該生徒の属する高等学校との協議の上、教授会又はこれに代わる機関の選考を経て、本学学生の教育に支障が生じない範囲で、高校生科目等履修生として受け入れることができる。

- 2 本条に定めるもののほか、高校生科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正 平成30年学則第3号)

第10節 外国人特別学生

(入学)

第63条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、特別の選考により、外国人特別学生として入学を許可することができる。

(一部改正 平成20年学則第4号)

(規定の準用)

第64条 外国人特別学生及び外国人特別学生として入学を志願する者については、本節に定めるもののほか、本学学生及び本学学生として入学を志願する者に関する規定を準用する。この場合において、第21条第2項中「第18条第1項に規定する選考」とあるのは、「第63条に規定する選考」と読み替えるものとする。

(一部改正 平成20年学則第4号)

第11節 賞罰

(表彰)

第65条 学生で他の模範となる者は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第66条 学生がその本分を守らないときは、学長は、教授会の議を経てこれを懲戒する。

第67条 懲戒は、戒告、停学及び退学とし、次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧学則の規定に基づく処分又は手続の効力)

- 2 施行日前に名古屋市立大学病院条例施行細則等を廃止する規則（平成18年名古屋市規則第105号）の規定による廃止前の名古屋市立大学学則（昭和39年名古屋市規則第27号。以下「旧学則」という）又は旧学則に基づく規程の規定によってした処分、手続その他の行為でこの学則又はこの学則に基づく規程に相当の規定があるものは、この学則又はこの学則に基づく規程の相当の規定によってしたものとみなす。

(医学部定員の特例)

- 3 第12条の規定にかかわらず、平成21年度から令和12年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次表に定めるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成21年度	92名	492 名
平成22年度	95名	507 名
平成23年度	95名	522 名
平成24年度	95名	537 名
平成25年度	95名	552 名

平成26年度	95名	567 名
平成27年度	97名	572 名
平成28年度	97名	574 名
平成29年度	97名	576 名
平成30年度	97名	578 名
平成31年度	97名	580 名
令和 2 年度	97名	582 名
令和 3 年度	97名	582 名
令和 4 年度	97名	582 名
令和 5 年度	97名	582 名
令和 6 年度	97名	582 名
令和 7 年度	97名	582 名
令和 8 年度	90名	575 名
令和 9 年度	90名	568 名
令和10年度	90名	561 名
令和11年度	90名	554 名
令和12年度	90名	547 名

(一部改正 平成20年学則第 4 号、平成21年学則第 6 号、平成27年学則第 1 号、平成29年学則第 4 号、令和元年学則第 3 号、令和 3 年学則第 3 号、令和 4 年学則第 5 号、令和 5 年学則第 6 号、令和 6 年学則第 4 号、令和 6 年学則第 7 号)

(看護学部定員の特例)

4 第12条の規定にかかわらず、平成25年度から令和 2 年度までの看護学部の入学定員及び収容定員は、次表に定めるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成25年度	82名	322 名
平成26年度	82名	324 名
平成27年度	82名	326 名
平成28年度	82名	328 名
平成29年度	82名	328 名

平成30年度	80名	326 名
平成31年度	80名	324 名
令和 2 年度	80名	322 名

（一部改正 平成24年学則第 2 号、令和元年学則第 3 号）

（その他の経過措置の法人の規程への委任）

- 5 この附則に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、法人の規程で定める。

（一部改正 平成20年学則第 4 号、平成24年学則第 2 号）

附 則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第 3 号）

- 1 この学則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）第 2 条の規定は、平成19年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学科について適用し、平成18年度以前に入学した学生に係る学科については、なお従前の例による。
- 3 平成19年度以後に転入学等する学生に係る学科については、改正後学則第 2 条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 4 学生を入学させるために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。
- 5 改正後学則第12条の規定は、平成19年度以後に入学する学生について適用する。この場合において、平成19年度から平成21年度までの経済学部 の 収 容 定 員 は、同条の規定にかかわらず、次表に定めるとおりとする。

学部	学科	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
経済学部	公共政策学科	90人	180 人	270 人
	マネジメントシステム学科	80人	160 人	240 人
	会計ファイナンス学科	60人	120 人	180 人

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発

布の日から施行する。

- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は発布の日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）第2条の規定は、平成22年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学科について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る学科については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度以後に転入学等する学生に係る学科については、改正後学則第2条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 4 学生を入学させるために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第6号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第6号）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は発布の日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）第2条の規定は、平成24年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学科について適用し、平成23年度以前に入学した学生に係る学科については、なお従前の例による。
- 3 平成24年度以後に転入学等する学生に係る学科については、改正後学則第2条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 4 学生を入学させるために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）の規定は、平成25年度以後に入学（転入学、再入学、学士入学及び3年次編入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成24年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 平成25年度以後に転入学等する学生については、改正後学則の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 4 学生を入学させるために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

3 第12条の規定にかかわらず、平成31年度から令和4年度までの総合生命理学部の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

年 度	収容定員
平成31年度	161 人
令和2年度	164 人
令和3年度	167 人
令和4年度	170 人

（一部改正 令和元年学則第1号）

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。
- 3 名古屋市立大学学則の一部を改正する学則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から、第12条及び第19条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）第23条第2項の規定は、令和2年度以後の入学に係る入学料について適用する。
- 3 学生を入学させるために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。
- 4 改正後学則第23条第2項及び第46条第1項のために必要な手続は、改正後学則の施行前においても行うことができる。
- 5 第12条の規定にかかわらず、令和3年度から令和7年度までの薬学部薬学科の収容定員にあつては附則別表第1、令和3年度から令和5年度までの薬学部生命薬科学科の収容定員にあつては附則別表第2に定めるとおりとする。

附則別表第 1

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
収容定員	365 人	370 人	375 人	380 人	385 人

附則別表第 2

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収容定員	170 人	180 人	190 人

附 則（令和 2 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 3 号）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 2 号）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則（次項において「改正後学則」という。）の施行前においても行うことができる。
- 3 改正後学則第12条の規定にかかわらず、令和 4 年度の経済学部 of 収容定員は、次表に定めるとおりとする。

学部	学科	令和 4 年度
経済学部	公共政策学科	362 人
	マネジメントシステム学科	322 人
	会計ファイナンス学科	241 人

（一部改正 令和 4 年学則第 2 号）

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 3 号）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学学則第12条の規定にかかわらず、令和 5 年度の人文社会学部の収容定員にあつては附則別表第 1、令和 5 年度及び令和 6 年度までの看護学部の収容定員にあつては、附則別表第 2 に定めるとおりとする。

附則別表第 1

学部	学科	令和 5 年度
人文社会 学部	心理教育学科	245 人
	現代社会学科	283 人
	国際文化学科	283 人

附則別表第 2

学部	令和 5 年度	令和 6 年度
看護学部	360 人	400 人

（一部改正 令和 5 年学則第 5 号、令和 6 年学則第 4 号）

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 2 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則（次項において「改正後学則」という。）の施行前においても行うことができる。
- 3 改正後学則第12条の規定にかかわらず、令和 5 年度及び令和 6 年度の経済学部の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

学部	学科	令和 5 年度	令和 6 年度
経済学部	公共政策学科	376 人	390 人
	マネジメントシステム学科	334 人	346 人
	会計ファイナンス学科	250 人	259 人

(一部改正 令和 6 年学則第 5 号)

- 4 名古屋市立大学学則の一部を改正する学則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 2 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 3 号）

この学則は、発布の日から施行し、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 4 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 4 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 5 号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 5 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 1 号）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 4 号）

この学則は、発布の日から施行し、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 5 号）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」とい

う。) 第27条の規定は、令和6年度以後に入学する学生について適用し、令和5年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

- 3 改正後学則第12条の規定にかかわらず、令和6年度の人文社会学部心理教育学科の収容定員にあつては附則別表第1、令和6年度及び令和7年度の人文社会学部現代社会学科及び国際文化学科の収容定員にあつては附則別表第2に定めるとおりとする。

- 4 名古屋市立大学学則の一部を改正する学則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附則別表第1

学部	学科	令和6年度
人文社会学部	心理教育学科	248人

附則別表第2

学部	学科	令和6年度	令和7年度
人文社会学部	現代社会学科	280人	277人
	国際文化学科	282人	281人

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学学則第6号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の第12条の規定にかかわらず、令和7年度の芸術工学科の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

学部	学科	令和7年度
----	----	-------

芸術工学部	情報環境デザイン学科	121 人
	産業イノベーションデザイン学科	121 人
	建築都市デザイン学科	161 人

附 則（令和 6 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 3 号）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第12条の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 9 年度までの人文社会学部心理教育学科の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

学部	学科	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
人文社会学部	心理教育学科	271 人	296 人	316 人

- 3 名古屋市立大学学則の一部を改正する学則（令和 5 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 5 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう 略）

附 則（令和 6 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 4 号）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）第 2 条の規定は、令和 7 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学科について適用し、令和 6 年度以前に入学した学生に係る学科については、なお従前の例による。
- 4 令和 7 年度以後に転入学等する学生に係る学科については、改正後学則第 2 条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 5 改正後学則第12条の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 9 年度の医学部保健医療学科の収容定員にあつては附則別表第 1 に定めるとおりとする。
- 6 改正後学則第12条の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 9 年度の看護

学部看護学科の収容定員にあつては附則別表第2に定めるとおりとする。

- 7 名古屋市立大学学則の一部を改正する学則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附則別表第1

学部	学 科	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
医学部	保健医療学科	200人	400人	600人

附則別表第2

学部	学 科	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
看護学部	看護学科	320人	240人	120人

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学学則第5号）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学学則（以下「改正後学則」という。）第2条の規定は、令和7年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学科について適用し、令和6年度以前に入学した学生に係る学科については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以後に転入学等する学生に係る学科については、改正後学則第2条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 4 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 5 改正後学則第12条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの経済学部経済経営学科の収容定員は、附則別表第1に定めるとおりとする。
- 6 改正後学則第12条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの経済学部公共政策学科、マネジメントシステム学科及び会計ファイナンス学科の収容定員は、附則別表第2に定めるとおりとする。
- 7 名古屋市立大学学則等の一部を改正する学則（令和4年公立大学法人名古屋

屋市立大学学則第 2 号) の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

附則別表第 1

学部	学科	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
経済学部	経済経営学科	265 人	530 人	795 人

附則別表第 2

学部	学科	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
経済学部	公共政策学科	300 人	208 人	104 人
	マネジメントシステム学科	266 人	184 人	92 人
	会計ファイナンス学科	199 人	138 人	69 人

附 則 (令和 6 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 7 号)

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学学則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和 7 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 1 号)

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年公立大学法人名古屋市立大学学則第 2 号)

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学学則 (以下「改正後学則」という。) 第 2 条の規定は、令和 8 年度以後に入学する学生に係る学科について適用し、令和 7 年度以前に入学した学生に係る学科については、なお従前の例による。
- 4 令和 8 年度以後に転入学、再入学又は学士入学する学生に係る学科については、改正後学則第 2 条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学

の例による。

- 5 改正後学則第12条の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度までの芸術工学部の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

学部	学科	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
芸術工学部	芸術工学科	105 人	210 人	315 人
	情報環境デザイン 学科	91人	61人	31人
	産業イノベーション デザイン学科	91人	61人	31人
	建築都市デザイン 学科	121 人	81人	41人

- 6 改正後学則第27条の規定は、令和8年度以後に入学する学生について適用し、令和7年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 7 名古屋市立大学学則の一部を改正する学則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）の一部を次のように改める。
- （次のよう 略）